



地域開発政策に関する理事会勧告

非公式翻訳



OECDによる法的規範

本書は、OECD事務総長の責任のもとで発行されている。本書で表明されている意見や主張は、必ずしもOECD加盟国の公式見解を反映するものではない。

本文書並びに掲載のデータ及び地図は、領土に関する地位或いは主権、定められた国境及び境界、またいかなる領土、都市、地域の名称をも害するものではない。

本文書は(無料)無償で提供される。それがいかなる点においても変更されない限り、本文書は追加の許可を必要とせずに(無料)無償で複製し配布することができる。本文書を販売することは許されない。

これはOECDの公式の翻訳ではありません。原文との整合性を確保するよう努めていますが、公式版は下記のウェブサイトに掲載されている英語版とフランス語版です。 <https://legalinstruments.oecd.org>.

背景情報

地域開発政策に関する勧告は、地域開発政策委員会（RDPC）の提案により、2023年6月8日に閣僚級で開催されたOECD理事会で採択されました。この勧告は、効果的な地域開発政策を設計し実施するための首尾一貫した戦略的な枠組みを関係国に提供するものである。

地域開発政策に関する基準の必要性

世界中の政府は、地域と其中的の都市や農村地域が、国の経済的パフォーマンス、幸福、環境の持続可能性、レジリエンスに重要な貢献をしていることを長い間認識してきた。地域はまた、気候変動、デジタル化、人口動態の変化、グローバル化などのメガトレンドに対する経済・社会の緩和と適応において重要な役割を担っており、これらの影響はOECD諸国内で大きな違いがある。同時に、OECD諸国内の地域は、その経済構造、パフォーマンス、幸福度に大きな違いがある。こうした多様性は、政策の設計と実施に重要な意味を持つ。さらに、多くのOECD諸国では、地域間で著しい不平等が続いている。

RDPCは、国家的な業績が、人々が住む場所によって経済的、環境的、社会的な結果に大きな違いがあることを長年にわたって立証してきた。RDPCは、地域開発政策立案者のための主要な国際フォーラムとして、過去20年間、地域開発政策の考え方に関する多国間の議論をリードしてきた。これは、地域や地方レベルを含む様々なOECD加盟国で行われた詳細なレビューや、数多くの出版物を通して行われてきた。このように、RDPCは地域開発政策の「なぜ」、「何を」、「どのように」を明確にし、国際的な議論の形成に寄与してきた。

近年の危機は、各国の地域が同じように影響を受けているわけではない。このような非対称的なショックにより、一部地域の脆弱性が浮き彫りにされた。また、地域ごとに異なる強い影響を受けていることから、ショックを緩和するために必要な政策が空間的に見えないという事実も浮き彫りになっている。また、最近の危機は、地域的な不平等を無視することが大きな代償をもたらすことを示すものである。同時に、地域はメガトレンドに対応するための能力を一様に備えているわけではない。したがって、政策立案者がこれらの複雑な課題やトレードオフを管理し、レジリエントな地域を構築する上で、地域開発政策の役割はこれまで以上に重要である。

勧告を策定するための包括的なプロセス

2022年、RDPCは、過去20年間に収集されたエビデンス、教訓、政策実践を要約するために、地域開発に関するOECD基準の開発を優先事項として特定してきた。これに基づき、RDPCは2022年5月、地域開発に関する一連の指導原則の策定について初めて議論した。これを進めることへの加盟国の強い関心から、指導原則をOECD勧告に具体化することが提案された。

この作業を生かし、勧告は包括的かつ対話的なプロセスを通じて作成された。この勧告は、RDPCおよびさまざまなOECD政策コミュニティからのコメント、提案、見解から恩恵を受けている。また、2023年3月に開催されたコンサルテーション・セミナーにおいて、地域開発分野の著名なステークホルダーに勧告の柱が提示された。

勧告の範囲

本勧告は、効果的な地域開発政策の設計と実施を支援するための包括的な政策枠組みを提供するものである。それは、「政府レベル間の効果的な公共投資に関する2014年勧告」[\[OECD/LEGAL/0402\]](#)や「地域、都市、農村のより良い未来を築くための政策に関する2019年宣言」[\[OECD/LEGAL/0448\]](#)など、RDPCの責任のもと、既存のOECDの基準やツールを基礎としている。さらに、この勧告は、RDPCによって承認された「都市政策に関するOECD原則」、「農村政策に関するOECD原則」、「水ガバナンスに関するOECD原則」を活用している。

勧告は、地域開発政策が、長期的で分野横断的な複数レベルの政策であり、国の業績に対するすべての地域の貢献を改善し、場所間や人々間の不平等を減らすことを目的としていると考える。地域開発政策は、ある場所のための政策を設計し実施するために必要な関連知識は、その場所自体に埋め込まれ、人々やコミュニティにあることを認識するものである。一部の関係国においては、この知識は特に先住民族にあり、彼らは地域開発のための場所に根ざしたアプローチにおいて不可欠なパートナーである。地域開発政策は、国家レベルでも、準国家政府レベルでも採用することができる。

この勧告は、地域開発政策における 10 の補完的な柱に基づいている。それらは以下の通り：

- 1) 地域開発戦略の策定と実施、2) 適切な地域スケールの設定、3) コミュニティやステークホルダーとの共同制作、4) 地域の強靭化、5) 地域データの推進、6) 健全なマルチレベルのガバナンスシステムの確立、7) 能力の強化、8) 財源確保、9) 統合性の促進、10) パフォーマンスマネジメントの促進。



この勧告は、マルチレベルのガバナンスシステムや、サブナショナル・レベルの政府が地域開発政策に関する異なる能力または共有する責任に関して、国によって違いがあることを認識している。すべての政府レベルに適用可能だが、勧告の実施は、特にサブナショナル・レベルの被着体の能力および関心によって、関係国間および関係国内で異なる場合がある。

次のステップ

関係国における実践を支援するため、RDP は、勧告を支える 10 の柱の実施方法に関する詳細かつ行動指向のガイダンス、実践的な情報、および関係国が自らの地域開発政策を設計する際のリソースとして利用できる関連グッドプラクティス事例を含む実施ツールキットの作成に取り組んでいる。

これと並行して、OECD は、関連するカントリーレビュー、テーマ別作業、グッドプラクティスレポートの作成を継続するとともに、円卓会議、ワークショップ、会議を開催し、地域開発に関する活動や新しい傾向をモニターし、勧告が長期にわたって適切であることを保証している。

RDP は、2028 年に勧告の実施、普及、継続的な関連性について理事会に報告する予定。

参照先：<https://www.oecd.org/regional/> 連絡先：regions@oecd.org

委員会 (the COUNCIL)

1960年12月14日の経済協力開発機構に関する条約第5条b)に留意すること；

公共投資及びインフラストラクチャー、予算ガバナンス、公共調達、政策評価、公共部門の完全性、オープンガバメント、規制政策、公共雇用及びリーダーシップ、気候変動、環境、デジタル化及びデータガバナンス、起業家精神、社会的及び連帯経済及びイノベーションの分野においてOECDが開発した基準に留意すること；

グローバルな目標を達成し、誰一人取り残さないために、各国政府とともに、場所に根ざした政策と地方・地域当局の重要な役割を強調してきた他の国際機関によって開発された基準を含む作業に留意すること；

多くの国において、地域の経済パフォーマンスと福祉に大きな不平等があり、また、気候変動、デジタル化、人口動態の変化、グローバル化などのグローバル・メガトレンドや、さまざまなショックや危機は、国によって非対称な影響を与え、場合によっては既存の格差を増幅しうることを考慮すること；

メガトレンドに対する経済的・社会的な緩和と適応における地域の役割と同様に、国の経済パフォーマンス、幸福、環境の持続可能性及び回復力に対する地域及びその中の都市と農村地域の重要な貢献を認識すること；

地理的多様性に直面して、画一的なアプローチは、経済発展のための複数の可能な経路と複数の空間的配置があることを理解できず、そのみでは、地域や場所によって根本的に異なる開発の課題に対処するのに不十分であることを認識すること；

地域開発政策は、それぞれの場所の特質に合わせた統合的な開発戦略を提供するため、分野別政策を補完する重要なものであることを認識すること；

地域開発政策は、国レベルおよびサブナショナル・レベルの政府によって共有される責務であり、政府間財政の枠組みを含むマルチレベルのガバナンスの実践は、分権レベルとは無関係にあらゆるガバナンスシステムの一部であり、それゆえこの勧告は、法律、政策および制度の枠組みに従って、すべてのレベルの政府に関連していることを考慮すること。

地域振興政策委員会の提案について：

I. 本勧告の目的上、以下の定義を使用することに合意する：

地域開発政策とは、長期的かつ分野横断的なマルチレベルの政策であり、地域とその住民の特定のニーズと機会に合わせた戦略的かつ的を絞った公共政策、投資、サービス提供を通じて、すべての地域における長期的な持続可能な開発を促進することにより、国の業績に対するすべての地域の貢献を改善し、場所と人々の間の不平等を軽減することを目的とする。

地域（場所）とは、遠隔地、農村部、小規模・中間的な都市とその近隣、大都市、都市周辺部、大都市圏（都市とその通勤圏）とその中の農村部など、さまざまな規模の人間居住とコミュニティがある国の空間領域または下部単位である（ただし、これらに限定されない）。「地域」という用語は、空間的な次元で使用され、行政や政治に適用されるものではない。

地域政府、州政府、その他の中間政府レベル（行政区画、郡、州など）、市町村／地方／大都市政府など、国家レベル以下のすべてのレベルの政府を指す。

マルチレベル・ガバナンスとは、サブナショナルな影響を及ぼす公共政策を立案・実施する際に、政府レベル間や、民間団体や市民を含む幅広い非政府関係者との間で行われる制度的・財政的な相互作用を指す。

この相互作用は、政府レベル間の相互依存によって特徴付けられ、縦方向（異なる政府レベル間）、横方向（同じ政府レベル間）、より広範な非政府関係者（市民、民間アクター）とのネットワーク的な方法で行われる。

II. 加盟国およびこの勧告を遵守している非加盟国（以下、「関係国」）は、万人の利益のために包括的で持続可能な開発および福祉を支援するために、効果的な場所に基づく地域開発政策を促進し実施することを勧告する。そのために、関係国は以下の対策を取るべきである：

1. 様々な場所に合わせた統合的でバランスの取れた地域開発戦略を、以下のように設計し実施する：

a) 地方政府および地域社会とともに、地域開発の明確かつ差別化された目標を定め、最終的に、すべての地域が国の経済成果、幸福、環境の持続可能性、回復力、地域の不平等を軽減することに貢献することを促進する；

b) 分野別政策、投資、公共サービスが相互に強化され、分野別政策と地域開発政策の目的が一致するように、補完的な一連の政策に地域的な視点を取り入れる；

c) 各地域が持つ国内外での競争力や絶対的な優位性、また生産性、幸福度、環境の持続可能性をもたらす内発的な推進力を活用する；

d) 弱者、社会的地位の低い者、周縁化された者を含むすべての人々の特定のニーズに焦点を当て、対処することにより、人々の幸福を地域開発政策の中心に据える；

e) 国際的な投資家、人材、観光客に対する地域の魅力を高め、グローバル市場やバリューチェーンへの統合を促進するための健全なアプローチを開発するために、地域を支援する。

2. ウィン・ウィン・パートナーシップを含む、地域間・地域内のあらゆる種類の相互依存関係を考慮し、政策行動のための適切な地域規模を、以下のように定める：

a) 地域間の潜在的な経済的、社会的、環境的なつながりを反映する機能的な領域を、小国政府の確立された行政境界を補完するものとして考慮する；

b) 共同戦略を通じて、都市部と農村部を統合し、その相乗効果を最大化し、公共財の生産を強化し、公共サービス提供における規模の経済を実現し、新たな経済・社会機会を開発する。

3. 政策決定サイクルを通じて、地域や地方のコミュニティやステークホルダーと積極的に関わり、地域のニーズを把握し、地域固有の資産を活用するために必要な知識を収集・共同生産する：

a) 市民、市民社会、民間企業、労働団体、金融・教育機関、ソーシャルパートナーなど、すべてのステークホルダーと地域・地方コミュニティが、十分な能力と資源を持って参加する参加型・審議型のプロセスのための環境を整備する；

b) 戦略的なコミュニケーション・チャンネル、透明性、明確で完全な、タイムリーで信頼できる、関連する情報、データ及び証拠へのアクセスを促進する。

4. 地域開発政策を活用して、グローバルなメガトレンドとショックの非対称な影響に対処し、持続可能で公正なグリーン・トランジションを実現するために、以下を行う：

a) グリーンイノベーションと投資の促進、サブナショナル・レベルの気候変動対策と資金調達の促進、循環型経済戦略の採用支援など、地域におけるネットゼロ炭素排出の達成とグリーン転換を支援する；

- b) デジタルインフラへのアクセス、健全なデータガバナンスの枠組み、スキル、能力の向上、都市と地方のデジタルデバイドの縮小、あらゆる場所でのデジタル化の機会の活用を強化する；
- c) 地域が人口動態の変化に適応できるよう支援し、持続可能で公平なサービス提供を確保するとともに、イノベーションと柔軟性を促進し、提供コストとアクセスとの間のトレードオフを管理する；
- d) 相乗効果を生かし、移行間のトレードオフのバランスをとる地域開発目標と優先順位を設定する；
- e) 地域開発政策、投資決定、公的管理の実践が、将来を見通した、柔軟で俊敏なものであり、短期および長期の変化をよりよく予測・準備し、あらゆる場所のレジリエンスを構築することを保証すること。

5. 地域開発政策に情報を提供し、意思決定のための根拠を作成するために、異なる地域スケール間で国際的に比較可能なデータと指標の利用可能性と質を、以下の方法で促進する：

- a) 公的統計調査や行政データ、地域分類などを通じて、あらゆる種類の地域における人口動態、社会経済、環境、財政状況、幸福度に関するサブナショナル指標の利用可能性、アクセス性、詳細を、国際基準や定義に従って向上させること；
- b) 人口動態の変化、デジタル化、気候や生物多様性の課題、グローバル化などのグローバルな移行やメガトレンドとの関連も含め、関連する地域開発政策領域におけるサブナショナル統計の開発に関連する国際基準の採用を促進する；
- c) 個人のプライバシーを守るために特に健全なデータガバナンスを確保しつつ、最新かつ質の高い情報と証拠に基づく地域開発政策の決定を可能にするために、地理空間データを含むスマートデータ、ビッグデータ、オープンデータの可能性を、公的統計のソースとして最大限に活用すること。

6. 首尾一貫した地域開発政策を促進するために、以下のような健全なマルチレベルのガバナンス体制を確立する：

- a) 地域開発政策の設計と実施を、国・地方政府レベル、ステークホルダー間で調整するための効果的な方法と手段を採用し、相互依存を管理し、異なる地域のニーズとその影響が、その見通しと結果に影響を与える多様な政策領域で考慮されることを確保する；
- b) 公共投資のための戦略的枠組み、省庁間委員会及びプログラム、共同投資基金、プログラム規則の調和など、国及びサブナショナル政府レベルにおける分野横断的な調整を促進するメカニズムを活用する；
- c) 大都市ガバナンス、都市と農村のパートナーシップ、自治体間、地域間、国境を越えた協力など、地域開発政策における補完性を改善し可能にするため、小国政府間の管轄を越えた協力をインセンティブを与え、機会を模索する；
- d) 実験的なガバナンスアプローチや新しいタイプのパートナーシップを含む、政府レベル間および政府レベルを超えた革新的な調整メカニズムやボトムアップの地域開発イニシアティブを奨励し採用する。

7. 国及び地方政府レベルにおいて、地域開発政策の立案及び実施のための行政、戦略及び技術的能力を、以下により強化する：

- a) 特にサブナショナル・レベルにおいて、効果的な地域開発政策を主導し実施するために必要なスキルと能力を、現在および将来のニーズと課題を考慮しながら、戦略計画、規制、政策・プログラム管理、プロジェクト評価、調達、財務・予算、インフラ投資、公共・民間投資手段、データ管理、利害関係者の関与、パートナーシップ構築、モニタリングと評価において、継続的に特定する；

b) 地域開発政策と組織の目的に沿った学習機会を提供し、継続的なトレーニング、経験の共有、実行による学習、イノベーションを奨励するなど、地域開発政策を支える学習文化を確保すること。

8. 多様でバランスのとれた持続可能な財源を動員し、国および地方レベルの地域開発政策に十分な資金を提供する：

a) 地域開発のための資金を、国や地方自治体の地域開発政策の目的と一致させる；

b) 地域開発政策の優先順位を、予算編成プロセス、特にインフラ投資のための資本予算編成フレームワークとリンクさせ、費用対効果、協調性、一貫性のある方法で地域開発のニーズを満たす；

c) 税制、移転・均等化メカニズム、地域開発基金など、地域開発のための財政手段を効果的に連動させ、地域開発へのより積極的なアプローチを支援する；

d) 地域開発の目標を支援するために、国際的、国家的、サブナショナルなレベルで、従来の資金源と革新的な資金源を動員・プールし、補完性を強化する。

9. 地域開発政策における誠実さ、透明性、説明責任を促進し、公的資源の効果的な利用を確保し、国および地方政府に対する信頼を強化する：

a) 透明性とオープンガバメント戦略やイニシアティブを含め、国民の監視を促進する説明責任メカニズムを実施する；

b) 地域開発政策の影響と地域開発資金の使用について、正確かつタイムリー、信頼性が高く、使いやすい情報を国民に普及させる；

c) 特に不必要な規制やその他の行政負担を軽減することにより、地域開発政策の目的を支える法的・規制の枠組みを確保すること。

10. 根拠に基づく地域開発政策を促進するため、以下のような強固なパフォーマンス・マネジメント・メカニズムを育成する：

a) 現実的で明確な指標を含む強固な評価設計を用いて、地域開発政策の実施状況を監視し、その影響と成功するための条件を評価する；

b) モニタリングと評価から得られるデータと証拠を体系的に利用し、短期・長期的な政策のパフォーマンスと影響をよりよく理解・伝達し、地域開発目標に照らして異なる政策の一貫性を評価し、新しい政策イニシアチブに情報を提供する。

III. 関係するステークホルダーに対し、本勧告の普及と活用を促す。

IV. 事務総長に対し、本勧告を普及させることを要請する。

V. 関係国に対し、政府のあらゆるレベルにおいて本勧告を普及させることを要請する。

VI. 関係国に対し、本勧告を考慮し遵守するよう求める。

VII. 地域開発政策委員会に対し、以下を指示する：

a) 本勧告の実施に関連する地域開発政策について、情報、経験、政策実践を交換する場として機能する；

b) ツールキットの開発を通じて、本勧告の実施に向けた被着体の努力を支援する。

c) 本勧告の採択後 5 年以上、その後少なくとも 10 年ごとに、本勧告の実施、普及、継続的な関連性について理事会に報告する。

OECD について

OECD は、グローバル化に伴う経済、社会、環境の課題に対処するため、各国政府が協力するユニークなフォーラムである。また、OECD は、コーポレート・ガバナンス、情報経済、高齢化の課題など、新たな進展や懸念事項を理解し、政府がそれに対応できるようにするための取り組みの最前線に位置している。OECD は、各国政府が政策の経験を比較し、共通の問題に対する答えを求め、優れた実践を特定し、国内および国際的な政策を調整するために働くことができる環境を提供する。

OECD 加盟国は以下の通り： オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ツキカイ、イギリスおよびアメリカ。欧州連合は、OECD の活動に参画している。

OECD の法的文書

1961 年に OECD が創設されて以来、その枠組みの中で約 460 の実質的な法的文書が作成された。これらには、OECD 法（OECD 条約に従って OECD 理事会が採択した決定と勧告）や、OECD の枠組みで作成されたその他の法的文書（宣言や国際協定など）が含まれる。

OECD の実質的な法的文書は、施行されているか廃止されているかにかかわらず、すべてオンライン上の「OECD 法的文書一覧」に掲載されている。これらは 5 つのカテゴリーに分類されている：

- 決定は理事会によって採択され、採択時に棄権した加盟国を除くすべての加盟国を法的に拘束する。具体的な権利と義務を定め、監視メカニズムを含むこともある。
- 勧告は理事会によって採択され、法的拘束力は伴わない。勧告は、その中に含まれる原則に対する政治的コミットメントを表し、関係国がその実施に全力を尽くすことを期待するものである。
- 実質的成果文書 (Substantive Outcome Documents) は、OECD の枠組みで行われる閣僚会議、ハイレベル会議、その他の会議の成果として、OECD の機関ではなく、個々の関係国によって採択されるものである。通常、一般原則や長期目標を設定し、公式な性質を有する。
- 国際協定は、組織の枠組みの中で交渉され、締結される。締約国に対して法的拘束力を持つ。
- 取り決め、理解、その他：OECD の枠組みの中で、公式支援輸出クレジットに関する取り決め、海上輸送原則に関する国際理解、開発援助委員会 (DAC) 勧告など、いくつかの他のタイプの実質的な法的文書が時間をかけて作成されてきた。